

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文 (傍線部分は改正部分)  
 ○発電用火力設備に関する技術基準を定める省令 (平成九年通商産業省令第五十一号)

改 正 案	現 行
<p>(安全弁等)            第三十二条 (略)</p> <p>2 燃料電池設備が一般用電気工作物 (気体燃料を使用する固体高分子型又は固体酸化物型) のものであって、燃料昇圧用ポンプの最大吐出圧力が燃料電池設備の最高使用圧力以下であるものに限る。) である場合であって、耐圧部分の過圧を防止するための適切な措置が講じられているものであるときは、前項の規定は適用しない。</p>	<p>(安全弁等)            第三十二条 (略)</p> <p>2 燃料電池設備が一般用電気工作物 (気体燃料を使用する固体高分子型の) のものであって、燃料昇圧用ポンプの最大吐出圧力が燃料電池設備の最高使用圧力以下であるものに限る。) である場合であって、耐圧部分の過圧を防止するための適切な措置が講じられているものであるときは、前項の規定は適用しない。</p>